

小規模事業者持続化補助金<一般型>
 公募要領（第7版） 第6版からの新旧対照表

No	頁	第7版	第6版
1	表紙	第7版:2023年3月3日	第6版:2022年12月16日
2	表紙	小規模事業者持続化補助金<一般型> 第12回公募	令和元年度補正予算・令和3年度補正予算 小規模事業者持続化補助金<一般型>
3	表紙	2023年3月	2022年12月
4	P1	事業概要 ○補助上限: [通常枠] 50万円 [賃金引上げ枠・卒業枠・後継者支援枠・創業枠] 200万円 ※インボイス特例対象事業者は、上記金額に50万円の上乗せ(詳細はP.11をご参照ください)。	事業概要 ○補助上限: [通常枠] 50万円 [賃金引上げ枠] 200万円 [卒業枠] 200万円 [後継者支援枠] 200万円 [創業枠] 200万円 [インボイス枠] 100万円
5	P1	公募期間 公募要領公開:2023年3月3日(金) 申請受付開始:2023年3月10日(金) 申請受付締切:※予定は変更する場合があります。 第12回:2023年6月1日(木) 事業支援計画書(様式4)発行の受付締切:原則2023年5月25日(木) 第13回:2023年9月7日(木) 事業支援計画書(様式4)発行の受付締切:原則2023年8月31日(木)	公募期間 公募要領公開:2022年3月22日(火) 申請受付開始:2022年3月29日(火) 申請受付締切: 第11回:2023年2月20日(月) 事業支援計画書(様式4)発行の受付締切:原則2023年2月13日(月)

6	P1	<p>申請方法</p> <p>申請書類一式(別紙「応募時提出資料・様式集」参照)は、電子申請によりご提出ください(郵送での申請は認めますが、持参は不可)。</p>	<p>申請方法</p> <p>申請書類一式(別紙「応募時提出資料・様式集」)は、電子申請または郵送によりご提出ください(持参は不可)。</p>
7	P2	4. 補助率、 補助上限額 等	4. 補助率等
8	P4	<p>11. 補助事業実施後の「事業効果および賃金引上げ等状況報告」のご提出等について</p> <p>補助事業者は、補助事業終了から1年後の状況について、<u>交付規程第29条に定める「事業効果および賃金引上げ等状況報告」を、補助事業実施後、補助金事務局等が指定する期限までに必ず行うことが必要です。提出していない事業者には補助金申請に際し、一定の制限が課されます。詳細は「2. 補助対象者(4)(P.6)」をご確認ください。</u></p>	<p>11. 補助事業実施後の「事業効果および賃金引上げ等状況報告」のご提出等について</p> <p>補助事業者は、補助事業終了から1年後の状況について、<u>交付規程第29条に定める「事業効果および賃金引上げ等状況報告」を、補助事業実施後、補助金事務局等が指定する期限までに必ず行うことが必要です。</u></p>
9	P5	<p>2. 補助対象者</p> <p>本補助金の補助対象者は、(1)から(5)に掲げる要件をいずれも満たす日本国内に所在する小規模事業者(個人、又は日本国内に本店を有する法人)等であることとします。</p>	<p>2. 補助対象者</p> <p>本補助金の補助対象者は、(1)から(4)に掲げる要件をいずれも満たす日本国内に所在する小規模事業者(個人、又は日本国内に本店を有する法人)等(単独または複数)であることとします。</p>
10	P6	<p><u>(4)下記3つの事業において、採択を受けて、補助事業を実施した場合、各事業の交付規程で定める様式第14「小規模事業者持続化補助金に係る事業効果及び賃金引上げ等状況報告書」の提出を本補助金の申請までに行った者であること(先行する受付締切回で採択された共同申請の参画事業者を含む)。</u></p>	<p><u>(4)下記2つの事業において、本補助金の受付締切日の前10か月以内に、先行する受付締切回で採択を受けて(※)、補助事業を実施した(している)者でないこと(共同申請の参画事業者の場合も含みます)。</u></p> <p>①「令和元年度補正予算 小規模事業者持続化補助金<一般型>」</p> <p>②「令和2年度第3次補正予算 小規模事業者持続化補助金<低感染リスク型ビジネス枠>」</p>

		<p>①「小規模事業者持続化補助金＜一般型＞」 ②「小規模事業者持続化補助金＜コロナ特別対応型＞」 ③「小規模事業者持続化補助金＜低感染リスク型ビジネス枠＞」</p> <p>※上記の様式第 14「小規模事業者持続化補助金に係る事業効果及び賃金引上げ等状況報告書」の提出を行っていない場合、過去採択した日から本補助金の受付締切日まで60か月以上経過していなければ、補助対象者となりません。</p>	<p>※採択日から起算して 10 か月を算定する。詳細は別紙「参考資料」の P.3 を参照ください。</p>
11	P6	<p>(5)小規模事業者持続化補助金＜一般型＞において、「卒業枠」で採択を受けて、補助事業を実施した事業者ではないこと。</p>	
12	P6	<p>3. 補助対象事業 (削除)</p>	<p>3. 補助対象事業 複数事業者による共同申請も可能ですが、通常枠のみの申請となり、その場合には(4)の要件も満たす事業であることとします。</p>
13	P7	<p>(削除)</p>	<p>(4)共同申請の場合には、<u>連携する全ての小規模事業者等が関与する事業であること。</u></p> <p>○共同申請の場合、(様式3-2)補助事業計画書の「I. 補助事業の内容」の「4. 共同事業について」欄への記入が必須となります。</p> <p>○申請の前に、あらかじめ、共同実施に関する規約を、連携する全ての小規模事業者等の連名で制定し、その写しを申請時に添付してください。(規約に最低限盛り込むべき項目：①規約の構成員・目的、②全構成員の役割分担、③費用負担の方法、④共同利用する財産の管理方法)。</p> <p>○共同申請により補助事業を実施する場合において、一体的な事業を</p>

実施しない場合、補助事業の対象となりません。共同で活用する設備の導入等に関する事業のみが対象となります(機械装置等費のみ補助対象経費となります)。

14

P7

4. 補助率、補助上限額等

(1)補助率、補助上限額等は以下のとおり
いずれか1つの枠のみ申請が可能です。

類型	通常枠	賃金引上げ枠※	卒業枠※	後継者支援枠	創業枠
補助率	2/3	2/3 (赤字事業者は3/4)	2/3	2/3	2/3
補助上限	50万円	200万円	200万円	200万円	200万円
インボイス特例	50万円※ ※インボイス特例の要件(P.11 参照)を満たしている場合は、 上記補助上限額に50万円を上乗せ				
追加申請要件	—	下記①を参照	下記②を参照	下記③を参照	下記④を参照

※ 補助事業終了時点で一定要件を満たす必要があり、満たさない場合、補助金交付は行いません。

4. 補助率等

(1)補助率、補助上限額等は以下のとおり
いずれか1つの枠のみ申請が可能です。

類型	通常枠	賃金引上げ枠	卒業枠	後継者支援枠	創業枠	インボイス枠
補助率	2/3	2/3 (赤字事業者については3/4)	2/3	2/3	2/3	2/3
補助上限	50万円	200万円	200万円	200万円	200万円	100万円
追加申請要件	—	下記(2)を参照	下記(3)を参照	下記(4)を参照	下記(5)を参照	下記(6)を参照

○賃金引上げ枠、卒業枠、インボイス枠においては、補助事業の終了時点で一定の要件を満たす必要があります。満たさない場合は補助金の交付は行いません。

○複数の小規模事業者等が連携して取り組む共同申請の場合は、通

		<p>○本制度は補助事業であり、収益納付による補助金の減額交付や補助事業終了後の処分制限財産の処分による補助金の全部または一部相当額の納付等が必要となる場合がある他、事後の会計検査院等による実地検査の結果、補助金返還命令等の指示がなされた場合には従わなければなりません。</p>	<p>常枠のみ申請可能です。また、補助上限額は「1事業者あたりの補助上限額(50万円)×連携小規模事業者等の数」の金額となります(ただし、500万円を上限とします)。</p> <p>○本制度は補助事業であり、支払を受けた補助金については、原則として、融資のように返済の必要がありません。</p> <p>○ただし、収益納付による補助金の減額交付や補助事業終了後の処分制限財産の処分による補助金の全部または一部相当額の納付等が必要となる場合がある他、事後の会計検査院等による実地検査の結果、補助金返還命令等の指示がなされた場合には従わなければなりません。</p>
15	P8	<p><u>(2)特別枠における申請要件について</u></p> <p>①賃金引上げ枠</p> <p>｜ 概要 ｜</p> <p>最低賃金の引き上げが行われる中、それに加えて更なる賃上げを行い、従業員に成長の果実を分配する意欲的な小規模事業者に対し政策支援をするため、補助事業実施期間に事業場内最低賃金を地域別最低賃金より+30円以上とした事業者に対して支援します。</p> <p>加えて、賃金引上げ枠に申請する事業者のうち業績が赤字の事業者については、補助上限引き上げに加えて、補助率が2/3から3/4へ引き上がる(インボイス特例対象事業者は、インボイス特例による上乘せ部分も含む)と共に、政策加点による優先採択を実施します。</p>	<p><u>(2)賃金引上げ枠に係る申請要件について</u></p> <p>賃金引上げ枠に申請する事業者のうち業績が赤字の事業者については、補助上限引き上げに追加して、補助率が2/3から3/4へ引き上がると共に、政策加点による優先採択を実施します。</p> <p>｜ 概要 ｜</p> <p>最低賃金の引き上げが行われた中、それに加えて更なる賃上げを行い、従業員に成長の果実を分配する意欲的な小規模事業者に対し政策支援をするため、補助事業実施期間に事業場内最低賃金を地域別最低賃金より+30円以上とした事業者に対して、補助上限額を200万円へ引き上げ。</p> <p>｜ 要件 ｜</p> <p>補助事業の終了時点において、事業場内最低賃金(※1)が申請時の地</p>

	<p>｜ 要件 ｜</p> <p>補助事業の終了時点において、事業場内最低賃金(※1)が申請時の地域別最低賃金より+30円以上であること。<u>すでに事業場内最低賃金が地域別最低賃金より+30円以上を達成している場合は、現在支給している(※2)事業場内最低賃金より+30円以上とする必要があります。</u></p> <p>※1:別紙「参考資料」のP.6を参照ください。 ※2:申請時点において直近1か月で支給している賃金のことをいいます(例えば、6月に申請する場合は、5月に支払った賃金分かる賃金台帳の提出が必要)。 (注)申請時点において、従業員がいない場合は、本枠の対象外です。 (注)申請時点において、支給している事業場内最低賃金が、地域別最低賃金以上である必要があります。 (注)上記要件を満たさない場合は、<u>交付決定後であっても、補助金の交付は行いません。</u></p> <p>｜ 必要な手続き ｜</p> <p><申請時></p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 「経営計画書」(様式2)の「賃金引上げ枠」欄にチェック。 ✓ 補助事業計画②(様式3)の「Ⅱ.経費明細表」の「賃金引上げ枠」欄にチェック。 ✓ 労働基準法に基づく、直近1か月分の賃金台帳 	<p>地域別最低賃金より+30円以上であること。<u>ただし、この要件を満たさない場合は、交付決定後であっても、補助金の交付は行いません。なお、すでに事業場内最低賃金が地域別最低賃金より+30円以上を達成している場合は、現在支給している(※2)事業場内最低賃金より+30円以上とする必要があります。</u></p> <p>※1:別紙「参考資料」のP.6を参照ください。 ※2:申請時点において直近1か月で支給している賃金のことをいいます(例えば、6月に申請する場合は、5月に支払った賃金分かる賃金台帳の提出が必要)。 (注)申請時点において、従業員がいない場合は、本枠の対象となりません。 (注)共同申請の場合は、本枠で申請はできません(通常枠のみ申請可)。</p> <p>｜ 必要な手続き ｜</p> <p><申請時></p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 「経営計画書」(様式2)の「賃金引上げ枠」欄にチェック。 ✓ 補助事業計画②(様式3)の「Ⅱ.経費明細表」の「賃金引上げ枠」欄にチェック。 ✓ 労働基準法に基づく、直近1か月分の賃金台帳(※1)の写しを提出。 ✓ 「賃金引上げ枠の申請に係る誓約書」(様式7)に記入の上、原本を提出。 <p><実績報告書の提出時></p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 実績報告書提出時点における直近1か月分の、労働基準法に基
--	--	---

		<p>(※1)の写しを提出。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 「賃金引上げ枠の申請に係る誓約書」(様式7)の提出。 ✓ 役員、専従者従業員を除く全従業員の雇用条件(1日の所定労働時間、年間休日)が記載された書類の写しを提出。例)雇用契約書、労働条件通知書、就業規則等 <p><実績報告書の提出時></p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 実績報告書提出時点における直近1か月分の、労働基準法に基づく賃金台帳(※1)の写しを提出。 ✓ 役員、専従者従業員を除く全従業員の雇用条件(1日の所定労働時間、年間休日)が記載された書類の写しを提出。例)雇用契約書、労働条件通知書、就業規則等 <p>※1:労働基準法に基づく賃金台帳は、別紙「参考資料」P.7の記載内容を満たしている必要があります。</p>	<p>づく賃金台帳(※1)の写しを提出。</p> <p>※1:労働基準法に基づく賃金台帳は、別紙「参考資料」P.7の記載内容を満たしている必要があります。</p>
16	P9	<p><u>②卒業枠</u></p> <p> 概要 </p> <p>事業規模拡大に意欲的な小規模事業者に対し政策支援をするため、補助事業実施期間中に常時使用する従業員を増やし、小規模事業者として定義する従業員の枠を超え事業規模を拡大する事業者に対して支援します。</p> <p> 要件 </p> <p>(注)「卒業枠」で採択され事業を実施した事業者は、今後、</p>	<p><u>(3)卒業枠に係る申請要件について</u></p> <p> 概要 </p> <p>更なる事業規模拡大に意欲的な小規模事業者に対し政策支援をするため、補助事業実施期間中に常時使用する従業員を増やし、小規模事業者として定義する従業員の枠を超え事業規模を拡大する事業者に対して、補助上限額を200万円へ引き上げ。</p> <p> 要件 </p> <p>(注)共同申請の場合は、本枠で申請はできません(通常枠のみ申請</p>

		<p style="text-align: center;">本補助金の対象となりません。</p>	<p>可)。</p>
17	P10	<p>③後継者支援枠</p> <p>｜ 概要 ｜</p> <p>将来的に事業承継を行う予定があり、新たな取組を行う後継者候補として、「アツギ甲子園」のファイナリスト等になった事業者を対象に政策支援をするため、以下の要件を満たす事業者に対して支援します。</p> <p>｜ 要件 ｜</p> <p>申請時において、「アツギ甲子園(※1)」のファイナリスト及び準ファイナリスト(※2)になった事業者であること。</p> <p>※1:詳細は別紙「参考資料」のP.7を参照ください。</p> <p>※2:準ファイナリストとは、地方予選大会出場者のうち、ファイナリスト以外であって、特に優秀と認められ、経済産業省HPで公表された者。</p> <p>※3:「後継者支援枠」で採択され事業を実施した事業者は、対象外です。ただし異なる年度において、上記要件を満たす場合は、補助対象となり得ます。</p> <p>｜ 必要な手続き ｜</p> <p>「経営計画書」(様式2)の「後継者支援枠」欄にチェックし、ファイナリスト及び準ファイナリストに選出された年度を記入してください。</p>	<p>(4)後継者支援枠に係る申請要件について</p> <p>｜ 概要 ｜</p> <p>将来的に事業承継を行う予定があり、新たな取組を行う後継者候補として、「アツギ甲子園」のファイナリストになった事業者を対象に政策支援をするため、以下の要件を満たす事業者に対して、補助上限額を200万円へ引き上げ。</p> <p>｜ 要件 ｜</p> <p>申請時において、「アツギ甲子園(※1)」のファイナリストになった事業者であること。</p> <p>※1:詳細は別紙「参考資料」のP.8を参照ください。</p> <p>(注)共同申請の場合は、本枠で申請はできません(通常枠のみ申請可)。</p> <p>｜ 必要な手続き ｜</p> <p>「経営計画書」(様式2)の「後継者支援枠」欄にチェックし、ファイナリストに選出された年度を記入してください。</p>
18	P10	<p>④創業枠</p> <p>｜ 概要 ｜</p> <p>創業した事業者を重点的に政策支援するため、産業競争力強化法に基づく「認定市区町村」または「認定市区町村」</p>	<p>(5)創業枠に係る申請要件について</p> <p>創業した事業者を重点的に政策支援するため、産業競争力強化法に基づく「認定市区町村」または「認定市区町村」と連携した「認定連携創業支援等事業者」が実施した「特定創業支援等事業」による支援を公募締</p>

		<p>と連携した「認定連携創業支援等事業者」が実施した「特定創業支援等事業」による支援を公募締切時から起算して過去3か年の間に受け、かつ、過去3か年の間に開業した事業者に対して支援します。</p> <p>｜ 要件 ｜</p> <p>※4:「創業枠」で採択され事業を実施した事業者は、同一の法人、同一個人の別屋号において、再度申請することはできません。</p>	<p>切時から起算して過去3か年の間に受け、かつ、過去3か年の間に開業した事業者に対して、補助上限額を200万円へ引き上げ。</p> <p>｜ 要件 ｜</p> <p>(注)共同申請の場合は、本枠で申請はできません(通常枠のみ申請可)。</p>
19	P11	(削除)	<p><u>(6)インボイス枠に係る申請要件について</u></p> <p>｜ 概要 ｜</p> <p>免税事業者が適格請求書発行事業者への転換に伴う事業環境変化に対応することに対し政策支援をするため、2021年9月30日から2023年9月30日の属する課税期間で一度でも免税事業者であった又は免税事業者であることが見込まれる事業者のうち、適格請求書発行事業者に登録した事業者に対して、補助上限額を100万円へ引き上げ。</p> <p>｜ 要件 ｜</p> <p>2021年9月30日から2023年9月30日の属する課税期間で一度でも免税事業者であった又は免税事業者であることが見込まれる事業者のうち、適格請求書発行事業者の登録が確認できた事業者であること。ただし、補助事業の終了時点でこの要件を満たさない場合は、<u>交付決定後であっても、補助金の交付は行いません。</u></p> <p>(注)共同申請の場合は、本枠で申請はできません(通常枠のみ申請</p>

			<p>可)。</p> <p> 必要な手続き </p> <p><申請時></p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 「経営計画書」(様式2)の「インボイス枠」欄にチェック。 ✓ 補助事業計画②(様式3)の「Ⅱ.経費明細表」の「インボイス枠」欄にチェック。 ✓ 「インボイス枠の申請に係る宣誓・同意書」(様式9)に記入の上、原本を提出。様式9は法人用・個人事業主用いずれかを使用してください。 <p><実績報告書の提出時></p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 適格請求書発行事業者の登録通知書の写しを提出。 <p>※適格請求書発行事業者の登録については、以下の国税庁 HP を参照ください。</p> <p>https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice shinei.htm</p>
20	P11	<p><u>(3)インボイス特例の適用要件について</u></p> <p>免税事業者が適格請求書発行事業者への転換に伴う事業環境変化に対応することに対し政策支援をするため、2021年9月30日から2023年9月30日の属する課税期間で一度でも免税事業者であった又は免税事業者であることが見込まれる事業者のうち、適格請求書発行事業者の登録を受けた事業者に対して、補助上限額を一律50万円上乘せします。</p>	

| 要件 |

2021年9月30日から2023年9月30日の属する課税期間で一度でも免税事業者であった又は免税事業者であることが見込まれる事業者のうち、適格請求書発行事業者の登録を受けた事業者であること。ただし、補助事業の終了時点でこの要件を満たさない場合は、交付決定後であっても、特例は適用されません。

(注)小規模事業者持続化補助金<一般型>において「インボイス枠」で採択を受けて補助事業を実施した(している)事業者は、本特例の申請対象外です。

| 必要な手続き |

<申請時>

- ✓ 「経営計画書」(様式2)の「インボイス特例」欄にチェック。
- ✓ 補助事業計画②(様式3)の「Ⅱ.経費明細表」の「インボイス特例」欄にチェック。
- ✓ 「インボイス特例の申請に係る宣誓・同意書」(様式9)の提出。様式9は法人用・個人事業主用いずれかを使用してください。
- ✓ 次のいずれかがある場合は、申請書に添付して提出。

<登録済みの事業者>

・適格請求書発行事業者の登録通知書の写し

<電子申告(e-Tax)で登録申請手続中の事業者>

・登録申請データの「受信通知」を印刷したもの
※「郵送(紙)で登録申請手続き中の事業者」・「登録申請がまだの事業者」は、申請時は提出不要。

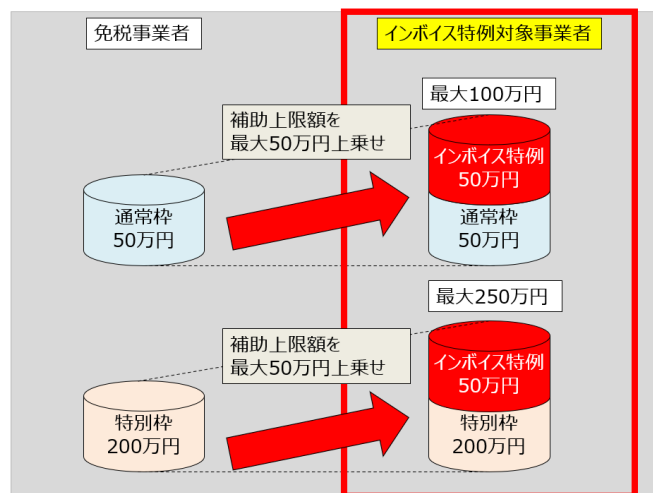
<実績報告書の提出時>

- ✓ 申請時に適格請求書発行事業者の登録通知書の写し、もしくは登録申請データの「受信通知」を印刷したものを提出していない事業者は、適格請求書発行事業者の登録通知書の写しを提出。

※適格請求書発行事業者の登録申請手続きについては、以下の国税庁 HP を参照ください。

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice_shinei.htm

イメージ図



		(注)通常枠や特別枠に規定している要件を満たさない場合は、交付決定を受けていたとしても、当該特例の対象外です。	
21	P14	<p>①機械装置等費</p> <p> 対象となる経費例 </p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 販路開拓等のための特定業務用ソフトウェア(精度の高い図面提案のための設計用3次元CADソフト、販促活動実施に役立てる顧客管理ソフト等。※ただしPOSソフトは 3.業務効率化(生産性向上)の取組内容に記載した場合に限る) 	<p>①機械装置等費</p> <p> 対象となる経費例 </p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (補助事業計画の「I. 補助事業の内容」の「3. 業務効率化(生産性向上)の取組内容」に記載した場合に限り)管理業務効率化のためのソフトウェア(クラウドサービス含む)
22	P15	<p>③ウェブサイト関連費</p> <p> 対象となる経費例 </p> <ul style="list-style-type: none"> ・ システム開発に係る経費(インターネットを活用するシステム、スマートフォン用のアプリケーション、業務効率化のためのソフトウェア、システム構築など) 	<p>③ウェブサイト関連費</p> <p> 対象となる経費例 </p> <ul style="list-style-type: none"> ・ システム開発に係る経費(インターネットを活用するシステム、スマートフォン用のアプリケーション、業務システムなど)
23	P18	<p>⑩委託・外注費</p> <p>○デザイン会社によるデザインの外注など、補助事業者が通常事業として実施している業務については、自ら実行することが困難な業務に含まれません。</p>	<p>⑩委託・外注費</p> <p>○デザイン会社がデザインを外注するなど、補助事業者が事業として実施している業務、個人事業主であればホームページ等に記載の事業や法人であれば定款記載の事業等については、自ら実行することが困難な業務に含まれません。</p>
24	P20	<p>(2)補助対象外となる経費 (削除)</p>	<p>(2)補助対象外となる経費</p> <p>5)共同申請における共同事業者間の取引によるもの(共同事業者が共同事業者以外から調達したもののうち、①機械装置等費に掲げる経費のみ補助対象とする。)</p>

25	P20	15)金融機関などへの振込手数料、代引手数料、インターネットバンキング利用料、インターネットショッピング決済手数料等	16)金融機関などへの振込手数料(ただし、発注先が負担する場合は補助対象とする。)、代引手数料、インターネットバンキング利用料、インターネットショッピング決済手数料等
26	P20	(削除)	32)コンサルティング費用・アドバイス費用・相談費用(ただし、インボイス制度対応のための取引先の維持・拡大に向けた専門家(税理士、公認会計士、中小企業診断士等)への相談費用に限り、補助対象経費となる場合があります。)
27	P22	<p>6. 申請手続き</p> <p><u>(1)受付開始及び締切</u></p> <p>○公募要領公表:2023年3月3日(金)</p> <p>○申請受付開始:2023年3月10日(金)</p> <p>○申請受付締切:</p> <p>第12回:2023年6月1日(木)[郵送:締切日当日消印有効]</p> <p>(事業支援計画書(様式4)発行の受付締切 原則 2023年5月25日(木))</p> <p>第13回:2023年9月7日(木)[郵送:締切日当日消印有効]</p> <p>(事業支援計画書(様式4)発行の受付締切 原則 2023年8月31日(木))</p> <p>※予定は変更する場合があります。</p>	<p>6. 申請手続き</p> <p><u>(1)受付開始及び締切</u></p> <p>○公募要領公表:2022年3月22日(火)</p> <p>○申請受付開始:2022年3月29日(火)</p> <p>○申請受付締切:</p> <p>第11回:2023年2月20日(月)[郵送:締切日当日消印有効]</p> <p>(事業支援計画書(様式4)発行の受付締切 原則2023年2月13日(月))</p> <p>※予定は変更する場合があります。</p>
28	P22	<p><u>(2)申請手続きの基本的な流れ</u></p> <p>④受付締切までに、必要な提出物(別紙「応募時提出資料・様式集」をよくご確認ください)を全て揃え、P.23に</p>	<p><u>(2)申請手続きの基本的な流れ</u></p> <p>④受付締切(郵送:締切日当日消印有効)までに、必要な提出物(別紙「応募時提出資料・様式集」をよくご確認ください)を全て揃え、P.</p>

		記載の補助金事務局まで電子申請により提出してください。(郵送での申請は受け付けますが、持参・宅配便での送付は受け付けません。)	23に記載の補助金事務局まで電子申請(単独申請のみ対象)または郵送により提出してください。(持参・宅配便での送付は受け付けません。)
29	P23	(削除)	<p><共同申請の場合の「事業支援計画書」(様式4)の作成・交付について></p> <p>【1. 全ての共同事業者が同一商工会地区又は商工会議所地区の場合】 全ての共同事業者が同一の商工会地区もしくは商工会議所地区の場合は、当該商工会、商工会議所が全事業者分をまとめて1通の「様式4」を作成・交付します。</p> <p>【2. 代表事業者がA商工会地区に所在する他、B商工会(あるいはC商工会議所)地区にも参画事業者がいる場合】 A商工会が代表事業者の「様式4」を作成・交付する他、B商工会(あるいはC商工会議所)が参画事業者の「様式4」を作成・交付します。 (全ての「様式4」を一つにまとめ、その他の書類とあわせて、代表事業者(商工会地区)が申請書類を「商工会地区 補助金事務局」へ送付するものとします。)</p> <p>【3. 代表事業者がD商工会議所地区に所在する他、E商工会地区にも参画事業者がいる場合】 代表事業者が商工会議所地区の場合には、商工会議所地区 補助金事務局へ申請ください。 ※この場合、D商工会議所が代表事業者分の「様式4」を作成・交付する他、E商工会が参画事業者の「様式4」を作成・交付します。</p>
30	P23	(3)電子申請の申請先及び留意事項 【商工会地区】	(3)電子申請の申請先及び留意事項 【商工会地区】

		https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0W2x000007CgH3EAK 【商工会議所地区】 https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0W2x000007CgIQEA0	https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0W2x000007CXK7EAO 【商工会議所地区】 https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0W2x000006s8xHEAQ
31	P24	<u>(6)応募件数</u> ○万が一、複数応募が判明した場合には、すべて不採択となります(採択後に複数応募が判明した場合も、遡って採択を取り消します)。	<u>(6)応募件数</u> ○ 単独申請と共同申請参画との併願や、複数の共同申請への参画は認められません。 万が一、複数応募が判明した場合には、すべて不採択となります(採択後に複数応募が判明した場合も、遡って採択を取り消します)。
32	P24	7. 採択審査 <u>(2)結果の通知</u> 応募事業者全員に対して、採択または不採択の結果を通知します。採択案件については、補助事業者名、代表者名、補助事業名、事業概要、住所、業種、法人番号(法人の場合)および補助金交付申請額を公表することがあります。	7. 採択審査 <u>(2)結果の通知</u> 応募事業者全員(共同申請の場合には代表事業者)に対して、採択または不採択の結果を通知します。採択案件については、補助事業者名、代表者名、補助事業名、事業概要、住所、業種、法人番号(法人の場合)および補助金交付申請額を公表することがあります。
33	P24	○過去3年間に実施した、全国対象の「小規模事業者持続化補助金」の公募で採択を受け、補助事業を実施した事業者は、これまでに実施した補助事業と異なる事業であることを、「経営計画書」(様式2)の所定の欄に記載してください。	○過去3年間に実施した、全国対象の「小規模事業者持続化補助金」の公募で採択を受け、補助事業を実施した事業者は、これまでに実施した補助事業と異なる事業であることを、「経営計画書」(様式2)の所定の欄に記載してください。 ※過去の補助事業者が、今回、共同申請に参画する場合も同様です。

		※過去に実施した補助事業と同じ事業であると見受けられる場合には、不採択となります(採択後に判明した場合も、遡って採択を取り消します)。	※過去に実施した補助事業と同じ事業であると見受けられる場合には、不採択となります(採択後に判明した場合も、遡って採択を取り消します)。
34	P25	<p>Ⅱ.書面審査</p> <p>③補助事業計画の有効性</p> <p>○販路開拓を目指すものとして、補助事業計画は、経営計画の今後の方針・目標を達成するために必要かつ有効なものか。</p>	<p>Ⅱ.書面審査</p> <p>③補助事業計画の有効性</p> <p>○地道な販路開拓を目指すものとして、補助事業計画は、経営計画の今後の方針・目標を達成するために必要かつ有効なものか。(共同申請の場合:補助事業計画が、全ての共同事業者における、それぞれの経営計画の今後の方針・目標を達成するために必要か。)</p>
35	P25	※補助金申請システム(名称:J グランツ)を使用せず、郵送で申請を行った事業者に対して、減点調整を行います。	
36	P25	<p>Ⅲ. 加点審査</p> <p>政策的観点から加点審査を行います。加点は、【重点政策加点】、【政策加点】からそれぞれ1種類、合計2種類まで選択することができます。</p> <p>3種類以上を選択された場合には、書類不備となりますので、お間違えのないようご注意ください。</p>	<p>Ⅲ. 政策加点審査</p> <p>以下の①～⑨について政策的観点から加点審査を行います。</p>
37	P25	<p>【重点政策加点】</p> <p>①赤字賃上げ加点</p> <p><必要な手続></p> <p>✓ 「経営計画書」(様式2)の「加点の付与を希望する」赤字賃上げ加点」欄にチェック。</p> <p>②事業環境変化加点</p> <p><必要な手続></p>	<p>②赤字賃上げ加点</p> <p><必要な手続></p> <p>✓ 「経営計画書」(様式2)の「赤字事業者」欄にチェック。</p> <p>⑧事業環境変化加点</p> <p><必要な手続></p> <p>✓ 「経営計画書」(様式2)の「政策加点の付与を希望する」事業環境変化加点」欄にチェック。</p>

		<p>✓ 「経営計画書」(様式2)の「加点の付与を希望する」「事業環境変化加点」欄にチェック。</p> <p>③東日本大震災加点 <必要な手続> ✓ 「経営計画書」(様式2)の「加点の付与を希望する」「東日本大震災加点」欄にチェック。</p>	<p>⑥東日本大震災加点 <必要な手続> ✓ 「経営計画書」(様式2)の「政策」加点の付与を希望する「東日本大震災加点」欄にチェック。</p>
38	P26	<p>【政策加点】</p> <p>①パワーアップ型加点 <必要な手続> ✓ 「経営計画書」(様式2)の「加点の付与を希望する」「地域資源型」もしくは「地域コミュニティ型」欄にチェック。</p> <p>②経営力向上計画加点 <必要な手続> ✓ 「経営計画書」(様式2)の「加点の付与を希望する」「経営力向上計画加点」欄にチェック。</p> <p>③事業承継加点 <必要な手続> ✓ 「経営計画書」(様式2)の「加点の付与を希望する」「事業承継加点」欄にチェック。</p> <p>④過疎地域加点 <必要な手続></p>	<p>①パワーアップ型加点 <必要な手続> ✓ 「経営計画書」(様式2)の「政策」加点の付与を希望する「パワーアップ型加点」欄にチェック。</p> <p>③経営力向上計画加点 <必要な手続> ✓ 「経営計画書」(様式2)の「政策」加点の付与を希望する「経営力向上計画加点に該当」欄にチェック。</p> <p>⑤事業承継加点 <必要な手続> ✓ 「経営計画書」(様式2)の「政策」加点の付与を希望する「事業承継加点」欄にチェック。</p> <p><留意事項> ○共同申請の場合の「事業承継診断票」(様式10)の作成・交付については、公募要領 P.22の「共同申請の場合の「事業支援計画書」</p>

		<p>✓ 「経営計画書」(様式2)の「加点の付与を希望する」「過疎地域加点」欄にチェック。</p>	<p>(様式4)の作成・交付について」の考え方に倣い、地域の商工会・商工会議所へ「様式10」の作成を依頼してください。</p> <p>⑦過疎地域加点</p>
39	P26	(削除)	<p>④電子申請加点</p> <p>補助金申請システム(名称:J グランツ)を用いて電子申請を行った事業者に対して、採択審査時に政策的観点から加点(=電子申請加点)を行います。</p>
40	P28	<p>8. 補助事業実施機関等 (受付締切)</p> <p>第12回受付締切分 第13回受付締切分 (補助事業実施期間)</p> <p>交付決定日から2024年4月30日(火)まで 交付決定日から2024年7月31日(水)まで (補助事業実績報告書提出期限)</p> <p>2024年5月10日(金) 2024年8月10日(土)</p>	
41	P28	(削除)	<p>※第11回受付締切分が本補助金の最終受付回の予定です。採択となった事業者は上記の補助事業実施期間に補助事業を完了できるよう十分にご留意ください。</p>
42	P29	<p>10. その他</p> <p>⑦補助事業者は、<u>補助事業終了から1年後の状況について、交付規程第29条に定める「事業効果および賃金引上</u></p>	<p>10. その他</p> <p>⑦補助事業者は、補助事業終了から1年後の状況について、「令和元年度補正予算・令和3年度補正予算小規模事業者持続化補助金<一般</p>

		<p>上げ等状況報告」を、補助事業実施後、全国商工会連合会が指定する期限までに必ず行うことが必要です。また、この他、補助金を活用して取り組む事業やその効果等を把握するためのアンケート調査等を実施することがありますので、その際に協力をさせていただくことが必要です。</p>	<p>型＞交付規程」第29条に定める「事業効果および賃金引上げ等状況報告」を、補助事業実施後、全国商工会連合会が指定する期限までに必ず行うことが必要です。また、この他、補助金を活用して取り組む事業やその効果等を把握するためのアンケート調査等を実施することがありますので、その際に協力をさせていただくことが必要です。</p>
43	P29	<p>⑧自社内での取引は補助対象外となります。</p>	<p>⑧自社内での取引は補助対象外となります。共同申請において共同事業者間で必要な物品・サービスを調達した場合も自社内で取引した場合と同様とみなされ、対象外となります。</p>